

○工事等の請負契約に係る指名競争入札参加者の資格審査及び指名等に関する要綱に基づく基準等

昭和63年4月19日訓令第7号

## 改正

令和元年8月14日要綱第31号

工事等の請負契約に係る指名競争入札参加者の資格審査及び指名等に関する要綱（昭和63年広野町訓令第6号）第4条第2項第2号及び第3項、第8条第1号並びに第11条第1項に規定する等級別格付基準、発注の標準となる工事等の設計等の設計金額及び入札参加可能範囲並びに指名停止基準をそれぞれ次のように定める。

工事等の請負契約に係る指名競争入札参加者の資格審査及び指名等に関する要綱に基づく基準等

### 第1 等級別格付基準

- 1 格付は、土木工事業者、建築工事業者、舗装工事業者、電気設備工事業者及び水道設備工事業者について、A、B及びCの3等級に分けて行う。
- 2 前項の格付は、等級別にその基準数値を定め、客観的事項及び主観的事項について次の方法により算出した総合数値に対応して行う。

#### (1) 客観的事項

建設業法第27条の23第3項の規定による経営事項審査の項目及び基準（昭和63年建設省告示第1316号）で定めるところにより行うものとする。

#### (2) 主観的事項

##### ア 工事成績

指名競争入札参加資格の審査の申請をする年の1月1日（以下「審査基準日」という。）の直前2年間に発注した町工事の成績を評定し、その結果により、次の基準により主観点を付与する。

業種別工事成績評点数	90以上	40点
	85～90未満	35点
	80～85未満	30点
	75～80未満	25点
	70～75未満	20点
	65～70未満	15点

60～65未満	10点
55～60未満	5点
50～55未満	0点
45～50未満	-5点
40～45未満	-10点
35～40未満	-15点
30～35未満	-20点
30未満	-25点

#### イ 工事施工の状況

審査基準日の直前2年又は3年の各営業年度における平均完成工事高のうち、元請成工事高（発注者から直接請け負った工事高をいう。）について、次の基準により主観点を付与する。

下請発注比率	50未満	0点
	50～60未満	-3点
	60～70未満	-6点
	70～80未満	-9点
	80～90未満	-12点
	90以上	-15点

#### ウ 工事安全成績

審査基準日の属する年の前年における工事種別災害発生日数率について、次の基準により主観点を付与する。

度数率	15未満	0点
	15～25未満	-2点
	25以上	-4点

#### エ 労働福祉の状況

建設業退職金共済組合又は中小企業退職金共済事業団への加入の有無について、次の基準により主観点を付与する。

上記制度のいずれかに加入し履行状況が良好な者	5点
上記制度のいずれかに加入している者	0点
上記制度のいずれにも加入していない者	-2点

オ 優良工事の有無

審査基準日の直前2か年間に於いて次に掲げる優良工事を施工した者に、それぞれ対応する主観点を付与する。

(ア) 福島県内に係る工事で福島県優良工事の表彰を受けた者 5点

(イ) 福島県優良工事表彰審査委員会の審査に合格した工事を2か所以上施工した者 5点

カ 建設業法に基づく処分の有無

審査基準日の直前2か年間に於いて建設業法(昭和24年法律第100号)の規定に基づく行政処分を受けた場合は、次の基準により主観点を付与する。

建設業法第28条の規定に基づく指示処分を受けた者 - 1点

建設業法第28条の規定に基づく営業の停止を受けた者

1月未満 - 2点

1月以上3月未満 - 4点

3月以上 - 6点

キ 指名競争入札における指名停止の有無

審査基準日の直前2か年間に於いて工事等の請負契約に係る指名競争入札参加者の資格審査及び指名等に関する要綱第11条に基づく指名停止措置を受けた場合は、指名停止期間について次により主観点を付与する。

3月未満 - 3点

3月以上6月未満 - 6点

6月以上12月未満 - 9点

12月以上 - 15点

ク 技術職員の有無

技術職員の状況について工事種別ごとに次により主観点を付与する。

技術者数 8以上(うち1級2名以上) 15点

8以上(うち1級1名以上) 12点

6~7(うち1級1名以上) 9点

4~5(うち1級1名以上) 6点

2~3 3点

1 0点

3 町外に主たる営業所を置く者については、客観的数値のみにより格付するものとする。

4 共同企業体については、次の方法により格付するものとする。

(1) 客観的事項審査の特例

ア 入札参加を希望する工事種別ごとの審査基準日の属する年の直前2年の平均完成工事高、自己資本額並びに技術職員の数及び技術職員以外の職員の数は、各構成員の和とする。

イ 営業年数及び営業比率は、各構成員の平均値によるものとする。

(2) 主観的事項審査の特例

ア 工事成績

企業体としての実績がない場合は、各構成員の数値の平均値とする。

イ 工事施工の状況

各構成員の数値の平均値とする。

ウ 工事安全実績がない場合は、各構成員の平均値とする。

エ 労働福祉の状況

各構成員の平均値とする。

オ 技術職員の有無

企業体を一つの企業とみなした場合の主観点を付与する。

カ 建設業法に基づく処分の有無及び指名競争入札における指名停止の有無

各構成員の数値の和とする。

**第2 発注の標準となる工事等の設計金額**

**別表1** (格付と発注の標準となる工事の設計金額) のとおりとする。

**第3 入札参加可能範囲**

**別表2** (入札参加可能範囲) のとおりとする。

**第4 指名停止基準**

1 有資格業者が、別表3(事故等による基準)及び4(贈賄及び不正行為等による基準)の各号(以下「別表各号」という。)に掲げる停止理由の一つに該当するときは、情状に応じて別表各号に定めるところにより期間を定め指名停止を行うものとする。

2 前項の規定により指名停止を行う場合において、当該指名停止について責を負うべき有資格業者である下請負人があることが明らかになったときは、当該下請負人について元請負人の指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を併せ行うものとする。

3 共同企業体について指名停止を行うときは、当該共同企業体の有資格業者である構成員(明らかに当該指名停止について責を負わないと認められるものを除く。)について、共同企業体の指

名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を併せ行うものとする。

- 4 指名停止に係る有資格業者を構成員に含む企業体について、当該指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を行うものとする。
- 5 有資格業者が1の事案により、別表各号の停止事由の二つ以上に該当したときは、当該各号に定める期間の短期及び長期の最も長いものをもって指名停止の期間の短期及び長期とする。
- 6 有資格業者が指名停止の期間中又は当該期間の満了後1年を経過するまでの間に、別表各号の停止事由に該当することとなった場合における指名停止の期間の短縮は当該各号に定める期間の2倍の期間とする。ただし、当初の指名停止の期間が1か月に満たないときはこの限りでない。
- 7 有資格業者について情状酌量すべき特別の事由があるため、別表に定める指名停止の期間の短期未満の期間を定める必要があるときは、指名停止の期間を当該短期の2分の1まで短縮することができる。
- 8 有資格業者について極めて悪質な事由があるため又は極めて重大な結果を生じさせたため、別表各号に定める長期を超える指名停止の期間を定める必要があるときは、指名停止の期間を当該長期の2倍まで延長することができる。

#### 附 則

- 1 この基準等は、公布の日から施行し、昭和63年4月1日から適用する。
- 2 昭和59年12月1日広野町規程第8号広野町建設工事請負業者指名基準は、廃止する。

#### 附 則（令和元年8月14日要綱第31号）

この要綱は、公布の日から施行する。

#### 別表1（第2関係）

格付と発注の標準となる工事の設計金額

（請負に付する部分の設計額） （単位：千円）

業種別 等級	格付基準点数	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)
		土木工事 設計金額	建築工事 設計金額	舗装工事 設計金額	電気設備工 事 設計金額	水道施設工 事 設計金額
A	800以上	40,000以上	60,000以上	10,000以上	20,000以上	30,000以上
B	500～799	40,000未満 ～	60,000未満 ～	10,000未満 ～	20,000未満 ～	30,000未満 ～

		5,000以上	5,000以上	5,000以上	5,000以上	5,000以上
C	499以下	5,000未満	5,000未満	5,000未満	5,000未満	5,000未満

**別表 2 (第 3 関係)**

入札参加可能範囲

(1) 土木工事 (単位：千円)

区分	40,000以上	40,000未満 5,000以上	5,000未満
A	A	A	A
B		B	B
C			C

(2) 建築工事 (単位：千円)

区分	60,000以上	60,000未満 5,000以上	5,000未満
A	A	A	A
B		B	B
C			C

(3) 舗装工事 (単位：千円)

区分	10,000以上	10,000未満 5,000以上	5,000未満
A	A	A	A
B		B	B
C			C

(4) 電気設備工事 (単位：千円)

区分	20,000以上	20,000未満 5,000以上	5,000未満
A	A	A	A
B		B	B
C			C

(5) 水道施設工事 (単位：千円)

区分	30,000以上	30,000未満 5,000以上	5,000未満
A	A	A	A
B		B	B
C			C

別表3 (第4関係)

事故等による基準

事由	期間
(過失による粗雑工事)	
1 町が発注する工事等（以下「町工事等」という。）の施工に当たり、過失により工事を粗雑にしたと認められるとき。	当該認定をした日から1か月以上6か月以内
2 町内における工事等で前号に掲げる以外のもの（以下「一般工事等」という。）の施工に当たり、過失により工事等を粗雑にした場合において、瑕疵が重大であると認められるとき。	当該認定をした日から1か月以上3か月以内
(契約違反)	
3 第1号に掲げる場合のほか、町発注工事等の施工に当たり、契約に違反し、工事等の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から2週間以上4か月以内
(公衆損害事故)	
4 町発注工事等の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ又は損害を与えたとき認められたとき。	当該認定をした日から1か月以上6か月以内
5 一般工事等の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ又は損害を与えた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。	当該認定をした日から1か月以上3か月以内
(工事関係者事故)	
6 町発注工事等の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたと認められるとき。	当該認定をした日から2週間以上4か月以内

7 一般工事等の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。	当該認定をした日から2週間以上2か月以内
---	----------------------

別表4 (第4関係)

贈賄及び不正行為等による基準

事由	期間
(贈賄)	
1 有資格業者である個人、有資格業者の役員又はその使用人が町の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕されたとき。	逮捕を知った日から公訴の提起又は公訴を提起しない処分が行われたことを知った日まで
2 次のア、イ又はウに掲げる者が町の職員に対して行った贈賄の容疑により公訴を提起されたとき。	公訴を知った時から
ア 有資格業者である個人又は有資格業者である法人の代表権を有する役員（以下「代表役員等」と総称する。）	3か月以上 12か月以内
イ 有資格業者の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者でイ、に掲げる以外の者（以下「一般役員等」という。）	2か月以上 9か月以内
ウ 有資格業者の使用人でイ、に掲げる者以外のもの（以下「使用人」という。）	1か月以上 6か月以内
3 代表役員等、一般役員等又は使用人が福島県内の他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕されたとき。	逮捕を知った日から公訴の提起又は公訴を提起しない処分が行われたことを知った日まで
4 次のア、イ又はウに掲げる者が福島県内の他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により公訴を提起されたとき。	公訴を知った時から
ア 代表役員等	2か月以上 6か月以内
イ 一般役員等	1か月以上 4か月以内
ウ 使用人	1か月以上 3か月以内
5 代表役員等が福島県外の他の公共機関の職員に対して行った贈	逮捕又は公訴を知った日

<p>賄容疑により、逮捕され又は逮捕を経ないで公訴を提起されたと き。 (不正又は不誠実な行為)</p>	<p>から 2か月以上 5か月以内</p>
<p>6 別表3及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し、不正又は不 誠実な行為をし工事等の請負契約の相手方として不相当であると 認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 1か月以上 9か月以内</p>
<p>7 別表3及び前各号に掲げる場合のほか、代表役員等が禁固以上の 刑に当たる犯罪の容疑により公訴を提起され又は禁固以上の刑若 しくは刑法の規定による罰金刑を宣告され、工事等の請負契約の相 手方として不相当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 1か月以上 9か月以内</p>